

収入
印紙

防火対象物定期点検契約書

(契約者名) _____ (以下甲という)は、

(設置物件名) _____ の点検対象事項が点検

基準に適合しているか定期的に行う点検(以下点検という)に関して、大槻電気通信株式会社代表取締役大槻 努(以下乙という)と次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は上記の点検対象事項が点検基準に適合した維持管理されているか消防法第 8 条 2 の 2 及び第 8 条の 2 の 3 による点検業務を行うものとする。

第 2 条 乙は前条に定める業務について、点検資格者を派遣し、平成 14 年消防庁告示第 7 号(平成 14 年 11 月 27 日)の基準に則ったり、年 1 回行うものとする。

第 3 条 甲は乙の点検に立合い点検完了時には認証を行うものとする。

第 4 条 本点検は防火対象物の維持管理に関する管理体制及び管理状況を詳細に点検しその結果を管理権限考に的確に報告すると共に不適切な事項については是正のために適切な助言を与えるものとする。

第 5 条 点検料金は、年額 ¥ _____ 円 とする。
内、取引にかかる消費税及び地方消費税の額は、年額 ¥ _____ 円です。

2、点検料金の決済方法は点検実施に応じ乙の請求によるものとし、原則として請求日の翌月払いとする。

第 6 条 本契約の期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日より平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

但し、甲・乙いずれかより文書による解約の申し出が無い場合は、更に 1 ヶ年間延長するものとし、以後同様とする。

第 7 条 甲又は乙のいずれか一方が正当な理由なく契約を履行しない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第 8 条 その他、この契約に規定していない事項が発生した場合は、甲・乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し甲・乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙： 郡山市田村町金屋字上川原 2 8 6

大槻電気通信株式会社

代表取締役 大槻 努